

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

適正な監督指導業務の一層の徹底について

今般、監督指導業務の実施に当たり、事業場に臨検監督を実施した際には是正勧告書を交付していないのにこれを捏造し、また、実際には臨検監督を実施していないにもかかわらず、虚偽の内容の監督復命書を作成し、上司へ虚偽の報告を行うなど、適正に職務を遂行しなかった事案が認められたところであり、極めて遺憾である。

このような行為は、国民の信頼を裏切り、行政推進上計り知れない悪影響をもたらすものであり、決して二度と繰り返されてはならない。

ついては、今後、同種の事案を防止するため、下記の事項について徹底し、適正な業務執行に万全を期されたい。

記

- 1 労働基準監督署（以下「署」という。）管理者は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が実施する監督指導について、月半ば及び月末においてその進捗状況を適切に把握するとともに、実施が滞っている場合には、その原因に応じ具体的な指示を行うこと。
- 2 署管理者は、監督復命書の決裁時に、その記載内容に重点事項の状況、確認した法違反の態様、最低賃金額並びに面接者職氏名及び是正勧告書等の受領者の職氏名等が適切に記載されているか等を確認すること。

また、必要に応じ、監督復命書に、事業場のパンフレットや賃金台帳の写しなど提出を受けた書類や面接者の名刺等が添付されているかについても確認すること。

- 3 署管理者は、監督官が監督実施後において、速やかに監督復命書の作成、決裁手続を行うよう指導を徹底すること。また、これが遅延している場合には、当該監督官本人にその理由を確認し、必要な指示を行うこと。
- 4 完結した監督復命書の編綴及び未完結の監督復命書の管理についても署管理者として適宜その状況を把握し、組織的な管理を行うこと。
- 5 地方労働基準監察において、以上の点が適切に行われているかについて確認を行うこと。